

不良債権の状況

信用金庫法開示債権 及び金融再生法開示債権

不良債権の判定は、当金庫の自己査定基準により行っています。自己査定の結果については、営業推進部門や審査部門、経理部門から独立した監査担当部による内部監査を受け、さらに監査法人による外部監査を受けており、客観性が確保されています。また、自己査定の方法や結果に対して、金融庁による検査も行われています。

信用金庫法及び金融再生法でそれぞれの定義(信用金庫法上の『開示債権』及び金融再生法上の『開示債権』)に基づき開示が義務付けられている不良債権の状況は次のとおりです。

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円,%)

区 分	令和5年3月31日	令和6年3月31日	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,145	2,134	989
危 険 債 権	10,326	18,459	8,132
要 管 理 債 権	10,851	10,637	△214
三月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	10,851	10,637	△214
小 計 (A)	22,324	31,231	8,907
正 常 債 権	713,618	726,198	12,580
合 計 (B)	735,942	757,430	21,487
比 率 (A / B)	3.03	4.12	1.09

- (注) 1. 開示の対象は貸出金、貸出金に準ずる債権(債務保証見返、外国為替、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、貸付有価証券)および当金庫保証付私募債です。
2. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
3. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
4. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
5. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
6. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
7. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権のうち不良債権の保全状況

(単位:百万円,%)

区 分	令和5年3月31日						令和6年3月31日					
	債権額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	債権額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	1,145	1,145	816	329	100.00	100.00	2,134	2,134	1,517	617	100.00	100.00
危険債権	10,326	10,212	8,444	1,768	98.89	93.92	18,459	17,511	14,397	3,113	94.87	76.66
要管理債権	10,851	4,608	4,016	592	42.47	8.67	10,637	4,227	3,545	681	39.74	9.61
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	10,851	4,608	4,016	592	42.47	8.67	10,637	4,227	3,545	681	39.74	9.61
合 計	22,324	15,966	13,276	2,690	71.52	29.74	31,231	23,873	19,461	4,412	76.44	37.49

(注) 1. 「正常債権」に対しては、令和5年3月31日現在では2,361百万円、令和6年3月31日現在では2,416百万円の貸倒引当金を計上しています。

2. 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

◆令和6年3月31日現在の金融再生法に基づく開示債権のうち、不良債権は312億31百万円となり、全体に占める比率は4.12%となりました。

◆また、この金融再生法に基づく不良債権312億31百万円のうち、238億73百万円が確実な担保・保証等および貸倒引当金によりカバーされており(保全率76.44%)、カバーされていないのは73億58百万円にとどまります。

◆このカバーされていない部分についても、これまでどおり事業を継続され、正常にご返済をされているお取引先に対するものが多く含まれていますが、仮にこのすべてが貸倒れとなったとしても、西尾信用金庫のこれまでに蓄積した自己資本は1,212億58百万円にのぼっていますので、経営に与える影響は大きくありません。

◆西尾信用金庫の自己資本比率は18ページにありますように、令和6年3月末現在で17.19%と、基準である4%をはるかに上回っており、不良債権に対する態勢は万全です。